

2024年 J M R C 中部ラリーシリーズ共通規則書

第1章 総則

本共通規則は2024年に開催される J A F 中部地域クラブ協議会（以下 J M R C 中部と称する）ラリーシリーズ競技会に適用される。

本共通規則書に記載されていない競技運営に関する実施細目および指示項目は、各競技会特別規則書および公式通知によって示される。尚、各競技会特別規則書に記載された内容は、その指示する範囲において本共通規則より優先する。

また、各競技会の競技参加者および競技運転者（クルー）は2024年 J A F 国内競技規則およびその細則、2024年 J A F 国内競技車両規則、J A F の公示、本共通規則、J M R C 中部ラリーシリーズ戦規定および各競技会特別規則を熟知・承認して参加するものとする。

第2章 特別規則書に記載する内容 公示

本競技会は、F I A 国際モータースポーツ競技規則およびその付則ならびにそれに準拠した日本自動車連盟（J A F）の国内競技規則およびその細則（2024年日本ラリー選手権規定）、J M R C 中部共通規則、J M R C 中部ラリーシリーズ戦規定、および本大会特別規則に従って開催される。

第1条 競技会のスケジュール

- 1) 参加申込の開始日時 :
- 2) 参加申込の締切日時 :
- 3) レッキの受付日時および場所 :
- 4) レッキブリーフィングの日時および場所 :
- 5) レッキの開始日時
- 6) 参加確認の日時および場所 :
- 7) 公式車検の日時および場所 :
- 8) 第一回審査委員会の日時および場所 :
- 9) ブリーフィングの日時および場所 :
- 10) スタートリスト発表の日時および場所 :
- 11) スタートの日時(1号車)および場所 :
- 12) フィニッシュの日時(1号車)および場所 :
- 13) 再車検の日時および場所 :
- 14) 暫定結果の発表日時および場所（予定）:
- 15) 表彰式の開催日時および場所（予定）:

第2条 競技会の名称

2024 J M R C 中部ラリーチャンピオンシリーズ第○戦 ○○○ラリー
2024 J M R C 中部ラリーチャレンジシリーズ第○戦 ○○○ラリー

第3条 競技会の格式

J A F 公認：○○格式競技 公認番号：2024-0000号

第4条 競技種目

ラリー競技開催規則の細則「スペシャルステージラリー開催規定」に従ったスペシャルステージラリー

第5条 開催日程、開催場所および競技距離

- 1) 2024年 月 日()～ 日()〇日間
- 2) 〇〇をスタート及びフィニッシュとする約〇〇km

第6条 競技会本部（ヘッドクォーター／略称HQ）

- 1) 所在地、名称、電話番号
- 2) 競技会本部開設および閉鎖時間
- 3) 競技会本部レイアウト図（細則）

第7条 競技内容

- 1) スペシャルステージの路面 :
- 2) 総走行距離 :
- 3) スペシャルステージの合計距離 :
- 4) スペシャルステージの数 :
- 5) セクションの数 :
- 6) レグの数 :
- 7) レッキ : 具体的な実施方法を明記

第8条 オーガナイザー

JAF登録加盟クラブ「名称、所在地、代表者氏名」

第9条 大会役員

組織委員長 :
組織委員 : 組織委員 :

第10条 競技会主要役員

【審査委員会】

審査委員長 : (JMRC中部派遣)
審査委員 : (JMRC近畿派遣) & (組織委員会任命)

【主要オフィシャル】

競技長 : 副競技長 :
コース委員長 : 計時委員長 :
技術委員長 : サービス管理者 :
救急委員長 : 事務局長 :

【コンペティターリレーションズオフィサー】

第11条 参加申込および参加料

参加申込は、JAF公認ラリー参加申込書（JMRC中部統一様式）に必要事項を正確に記入し、参加料および保険料（オーガナイザーによる保険加入の場合）を添えて行うこと（受付期間内必着）。

参加申込先および問合せ先（大会事務局）	:	参加受付期間	:
提出書類	:	参加料	:
支払方法および期限	:		
その他（サービス他、有料の場合には全て記載）			

第12条 競技会有効任意保険

- 1) 競技参加者は、ラリー競技に有効な対人賠償保険（又は各種共済等）及び搭乗者保険（又は各種共済等）対物賠償保険（又は各種共済等）に加入すること。
- 2) 未加入者は、主催者の特別規則書等に記載された手続きを行うこと。
- 3) 当該競技会に有効な任意保険に加入済みの競技参加者は、保険証書または保険の加入を証明できる書類の写しを必ず同封すること。

第13条 整備作業

1. 整備作業の監督を担当する競技役員名：
 2. 整備作業を行うことができる場所：
 3. サービスカーの管理方法：
 4. 整備作業の報告
 5. 整備作業の範囲
 - 1) タイヤの交換
 - 2) ランプ類のバルブ交換
 - 3) 点火プラグの交換
 - 4) Vベルトの交換
 - 5) 各部点検増締め
 - 6) 整備申告書の提出によりオーガナイザーが認めた1)～5)以外の整備作業
- 上記1)～5)以外の整備作業を行なう場合は、競技会技術委員長の許可を得て行ない、整備作業後には所定の整備申告書を必ず提出すること。
6. ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージ開催規定第3章第16条サービスに該当しないサービスを設ける場合、細則に記載すること。

第14条 賞典

第15条 ラリー行程表（細則）

第3章 競技参加に関する基準規則

第16条 参加車両

チャンピオンシリーズについては2024年JAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定（RJ・R・RF・RPN・AE）に従った車両とし、チャレンジシリーズについてはこれに加えてFIA公認車両またはJAF登録車両で、2002年12月31日以前に運輸支局等に初度登録され、かつ2002年JAF国内競技車両規則第3編ラリー車両規定に従った車両（RB車両）も参加できる。但し、いずれの車両も下記の条件を満たすこと。

1. 純正又は車検対応マフラーを装着していること。
RPN・AE車両は、2024年JAF国内車両規則に準じること。
2. 各車両規定に定められている仕様の消火器を装備すること。
3. 非常用停止表示板（三角）2枚、赤色灯、非常用信号灯（発炎筒）、牽引用ロープ、OK/SOSマーク（A3）2枚、救急用品を携行していること。

非常用停止表示板（三角）及びOK/SOSマークは、クルーが着座した状態で工具を使用することなく取り出せる場所に設置すること。

4. メーカーラインオフ時に装備されている安全ベルト（3点式等）に加え、4点式以上の安全ベルトを装備すること。6点以上のFIA公認安全ベルトの装着を強く推奨する。
5. 2024 J M R C 中部ラリーチャンピオンシリーズおよびチャレンジシリーズで使用できるタイヤは市販タイヤに限る。但し特別規則書により、使用できるタイヤ及び本数を制限できる。
6. DE-1クラスで使用されるタイヤは、最大幅245ミリ（タイヤに刻印されたサイズ）の最大幅を超えていないこと。
※2025年全日本ラリー選手権統一規則の見直しに伴い、2025年DE-1クラスのホイールおよびタイヤサイズの変更を実施する。
7. 1本または複数のスペアタイヤを搭載しなければならない（但し、当初の車両にスペアタイヤが搭載されていない場合はこの限りではない）。
8. エアクリーナーケースを変更することは出来ない。但し、フィルターエレメントの材質は自由とする。
9. 過給器付車両へのエアリストリクター装着は任意とする。ただし、装着する場合、そのサイズは、最大内径33mm（外径39mm未満）とするが、RRN車両のリストリクターは公認サイズでなければならない。過給機ハウジング内径が市販状態で32mm以下である場合はリストリクターの装着は不要とする。
 DE-1クラスについては、エアリストリクターを装着しない場合は、ECUの変更・改造は一切認められない。

第17条 クラス区分

1. J M R C 中部ラリーチャンピオンシリーズ

① DE-6クラス

- ・気筒容積が1500cc以下のRPNまたはRF車両（ATに限定）。
 なお、RPN車両については、同一車両型式の最も古いJAF登録年が2006年1月1日以降の車両のみ参加が認められる。
- ・AE車両（気筒容積別区分なし）。

② DE-5クラス

- ・気筒容積が1500cc以下のRJ、RPNまたはRF車両。
 なお、RPN車両については、同一車両型式の最も古いJAF登録年が2006年1月1日以降の車両のみ参加が認められる。

③ DE-2クラス

- ・気筒容積が1500ccを超え2500cc以下のRJ、RPNまたはRF車両。
- ・気筒容積が2500ccを超える2輪駆動のRJ、RPNまたはRF車両。
 なお、RPN車両については、同一車両型式の最も古いJAF登録年が2006年1月1日以降の車両のみ参加が認められる。
- ・2輪駆動のRRN車両。

④ DE-1クラス

- ・気筒容積が2500ccを超える4輪駆動のRJ、またはRF車両。
- ・4輪駆動のRRN車両。

2. J M R C中部ラリーチャレンジシリーズ
気筒容積、駆動方式および異なる車両区分（R J、R B、R F、R P N、A E、R R N）によるクラス区分は行わない。
なお、主催者の判断により、独自の賞典を設けることは制限しない。

第18条 参加資格

1. J M R C中部ラリーチャンピオンシリーズ
 - 1) 競技参加者は当該年有効なJ A F競技参加者許可証を所持していなければならない。但し、クルーが競技参加者を兼ねる場合、この限りではない。
 - 2) クルーは当該年有効なJ A F国内競技運転者許可証B以上を所持していること。
 - 3) クルーは参加車両を運転するのに有効な運転免許証を所持していなければならない。
 - 4) J A F登録クラブ員で、かつ所属クラブ代表者が責任を持てる者。
但し、地方選手権クラスのみ参加の場合、この限りではない。
2. J M R C中部ラリーチャレンジシリーズ
上記1. 1)～4)に、下記1)～4)を追記する。
 - 1) ドライバーはドライバーとして、過去5年以内のJ M R C各地域のラリーシリーズまたはJ A F全日本・地方ラリー選手権においてシリーズ3位以内となった経験が無い者であること。
 - 2) J M R C中部加盟クラブ員であり、かつ各クラブ代表者が責任を持てる者であること。
 - 3) 上記1)および2)以外の者においても、所属する地域クラブ協議会の共済会もしくはそれに準ずる制度に加入していることを条件に、主催者の判断により参加を認める。
但しその場合、上記1)に該当しない者を含むクルーは賞典外とし、ポイントを獲得することはできない。
 - 4) 参加資格について疑義がある場合は、その証明責任は参加者にあるものとする。

第19条 参加受理

1. 正式参加受理は、参加申込締切後5日以内に各参加者宛に通知する。（ファクシミリまたはeメール等のオーガナイザーが定めた電子的通信手段によって行うことができる。）
2. オーガナイザーは、理由を示すことなく参加拒否する権限がある。
3. 参加不受理の場合は、事務諸経費2000円を差し引いて参加料を返還する。また、正式参加受理後、参加料および提出書類は一切返還されない。
4. 正式参加受理後のクルーの変更は認められない。但し、コ・ドライバー及び参加車両については、参加者から理由を付した文章が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
5. 参加車両の変更は、同一クラス内に限り競技会3日前までに競技会審査委員会が認めた場合変更できる。
6. 正式参加受理後の全ての変更は、参加者が理由を付した正式文書に変更手数料2000円を添えてオーガナイザーに届けるものとし、競技会審査委員会の承認を必要とする。

第20条 参加台数

参加台数は、原則として全クラスを通じ最大75台とする。申込台数が75台を超えた場合は、競技会組織委員会の選考により決定する。

第4章 競技に関する基準規則

第21条 競技会受付（参加確認）

競技会受付では、競技参加者許可証、参加受理書、クルーの運転免許証、競技運転者許可証、健康管理カード、参加車両の自動車検査証（自動車検査証記録事項および付帯書類等）、自動車損害賠償責任保険証、ラリー競技に有効な自動車保険証書（加入が明確に確認できるもの）、又はこれに該当する書類・参加車両申告書等必要書類を速やかに提出すること。

第22条 車両検査

技術委員により参加車両の検査、サービス作業の管理およびマーキング・封印を行う場合がある。車両検査の可否の最終的な判定は技術委員長判断となる。

1. クルーは車両の主要諸元を証明するための当該自動車製造者発行のカタログ、パンフレット等（新型車解説書、整備解説書等を含む）を、常に携帯すること。
また公認車両は前記書類の他に公認書および公認付属書も携帯すること。
2. 車両検査はタイムスケジュールに従って指定の場所で受けなければならない。
車両検査を受けていない場合（競技会審査委員会が不可抗力と認めた場合を除く）および車両検査不合格の場合（競技会審査委員会は規則に合致させるための限られた修復時間を与える場合がある）はそれ以降の出走はできない。
3. クルーの装備品
当該年国内競技車両規則第5編細則ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則に従ったヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。また、グローブも着用すること（コ・ドライバーは任意）。
4. 競技参加者が車載カメラ等を装着する場合、その装置は以下の要件を満たさなければならない。
 - ・車体の表面からはみ出してはならない。
 - ・コクピット内では、ダッシュボードの最後端点を通る垂直横断平面とドライバー/コ・ドライバー（ナビゲーター）座席の最後端点を通る垂直横断平面の間にカメラを設置することは（その取付け部位を含めて）禁止される。
 - ・取り付けは、ネジ止め、金属ネジ止め、ネジ止めクランプ、金属インサートのみでおこなわなければならない。（禁止：接着剤、両面テープ、粘着剤、吸盤など）
 - ・取り付けはロールバーに堅牢に固定し、ロールバーからの突出量は最低限に抑えること。ロールバーに対する加工、改造は認められない。
 - ・競技会公式車両検査の前に設置しなければならない。
 - ・クルーの視界、緊急時の出入り、脱出の妨げになってはならない。
5. 最終タイムコントロール通過後、指示された車両に対し最終車両検査を行う。また、競技会審査委員会または競技会技術委員長が必要と判断した場合、もしくは抗議の内容により必要とされる場合、分解を伴う検査を行う。最終車両検査の対象になった競技参加者はその指示に従うこと。その際の分解、組付けに必要な工具・部品・費用は全て競技参加者の負担とする。
6. J M R C 中部ラリーシリーズで重量測定の確認を行う場合は、J A F 国内競技車両規定第2編ラリー車両規定第9条で定められた各数値とする。

第23条 コントロール

1. オフィシャルの用意する時計によって計時される。
2. 指定するコントロールについては特別規則書または公式通知に明記することにより、タイムペナルティを与えることなく目標時刻より前にチェックインさせることができる。
3. コントロールは、ラリー競技開催規定細則、スペシャルステージラリー開催規定第3章第23、第24、第25条に従って行われる。

第24条 スペシャルステージ

1. スペシャルステージの計測は1/10秒まで計測する。
2. スペシャルステージは、ラリー競技開催規定細則、スペシャルステージ開催規定第3章第26条に従って行われる。

第25条 順位決定

競技結果はスペシャルステージで記録された所要時間と、ロードセクションその他で課せられたペナルティを合計して決定される。

合計タイムが同じ場合は下記の順により順位を決定する。

1. 最初のスペシャルステージ区間の所用時間が少ない者。
2. 次のスペシャルステージ区間の所用時間が少ない者。
3. 競技会審査委員会が最終決定する。

第5章 抗議

第26条 抗議

1. 参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有する。
 - 1) 抗議を行う場合は、必ず文書にて理由を明記し、21,200円（準国、地方競技）、53,300円（国内競技）を添えて競技長に提出すること。
 - 2) 抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。
 - 3) 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者が、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は競技会技術委員長が算出する。
 - 4) 審判員の判定、計時装置、安全上の判断に伴うタイヤの追加に関する競技長宣言に対して抗議することはできない。
 - 5) 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。
2. 抗議の時間
 - 1) 競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
 - 2) 成績に関する抗議は、暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

第6章 競技会の延期、中止、または短縮

第27条 競技会の延期、中止、または短縮

1. 競技会審査委員会は保安上もしくは不可抗力などにより競技の運営に支障がある場合、競技会の延期、中止、短縮および内容の変更を決定することができる。
2. 延期されたために競技会への参加が不可能となった場合、オーガナイザーの指示する期間内に返還要求を行うことにより参加料は返還される。
3. 中止になった場合、参加料は返還される。

4. 競技の進行が全ての参加車両に対して、不可能または著しい障害になった場合、または他に及ぼす影響等で競技の続行ができなくなった場合、競技会審査委員会の承認のもと競技長の判断により、打ち切りおよび特定区間の中断を行う。
5. 競技が打ち切りになった場合の成績は、競技打ち切り時点までにおけるものとし競技は成立する。また、打ち切りおよび特定区間の中断により、クラスごとに採点される区間が異なる場合がある。

第7章 損害の補償

第28条 損害の補償

1. 競技参加者、クルーは参加車両およびその付属品が破損した場合および第三者に損害を与えた場合、その修復等に対する責任を自己が負わなければならない。
2. 競技参加者、クルーはJ A F、オーガナイザー、大会役員、オフィシャル、道路管理者、警察および関係省庁が一切の損害事故の責任を免除されていることを了承しなければならない。すなわち競技役員がその役務遂行に最善を尽くすことはもちろんであるが、競技参加者、クルー、サービス員の負傷、死亡その他車両の損害賠償に対してJ A F、オーガナイザー、大会役員、オフィシャル、道路管理者、警察および関係省庁は一切補償責任を負わない。
3. 競技参加者、クルー、サービス員が競技中に起こしたオーガナイザーおよび役員車またその設備や道路関係施設、会場施設・備品、樹木等の事故はいかなる場合も競技参加者が責任をもって賠償するものとする。

第8章 規則の解釈および施行

第29条 本共通規則の解釈

本共通規則、競技会特別規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

第30条 罰則

1. ラリー競技開催規定細則「スペシャルステージラリー開催規定」第28条に従う。
2. 規則違反、または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規定に記載されている条項に従って罰則が適応される。
3. 本規則に関する罰則及び本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。
4. レッキ中の自己・違反・暴走に対し競技会審査委員会の裁定により、失格またはタイムペナルティ60秒を上限とする罰則が適用される。

第31条 本共通規則の施行ならびに記載されていない事項

1. 本共通規則の適用は本シリーズ競技会に適用されるもので参加確認と同時に有効となる。
2. 本共通規則に記載されていない競技に関する事項は、J A F国内競技規則、ラリー競技開催規定、およびその細則に従う。
3. 公式通知はその示す範囲において、すでに示された事項に優先する。
4. 各規則書発行後、J A Fによって決定された事項は、すべての規則に優先する。